



神奈川県

解体・改修工事を行う施工業者の皆さんへ

入力マニュアル  
作成しました！



# アスベストの事前調査結果 報告していますか？

## 報告は義務

一定規模以上の工事は、元請業者が事前調査結果を、原則、石綿事前調査結果報告システムによりオンラインで入力し、行政に報告する必要があります。

違反した場合には **30万円以下の罰金**が科せられます。

## 入力マニュアルを作成

県では、解説を記載した県独自のマニュアルを公開しています。

## » 事前調査結果の報告が必要な工事

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上
特定の工作物※	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上

※ 報告対象となる工作物は、次のとおりです。

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラーアンダーパー及び圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い  
(建築物であるものを除く)

## » 問合せ窓口 ☎

県所管地域			
所管地域	県所管課	所在地	電話番号（代表）
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課	横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	平塚市中里50-1	0463-45-3150
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

## 大気汚染防止法政令市

所管地域	市所管課	所在地	電話番号（代表）
横浜市	大気・音環境課	横浜市中区本町6-50-10	045-671-3843（直通）
川崎市	環境対策推進課	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2111
相模原市（緑区（橋本・大沢）・中央区・南区）	環境保全課	相模原市中央区中央2-11-15	042-754-1111
相模原市（緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区））	津久井地域環境課	相模原市緑区中野633	042-780-1404
横須賀市	環境保全課	横須賀市小川町11	046-822-8328（直通）
平塚市	環境保全課	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111
藤沢市	環境保全課	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111